

譲渡性預金

(2019年7月16日現在)

1. 商品名	・ 譲渡性預金
2. ご利用いただける方	・ 個人および法人のお客さま
3. 期間	・ 満期日指定方式 1日以上2年以内(自動継続扱いはありません)
4. お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ金額 (3) お預入れ単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括してお預入れいただきます ・ 5,000万円以上 ・ 1円単位
5. お支払い方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日に一括してお支払いします。 なお、銀行休業日を満期日に指定することはできません。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用利率は、預入期間別に設定します。 ・ 預入期間が2年未満のものは満期日に一括してお支払いします。 ・ 預入期間が2年のものは預入日の1年後の応答日に中間利払を行います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・ 預入日から満期日の前日までの日数および約定利率により計算します。ただし、預入期間2年のものの中間利払利息については、預入日からその中間利払日の前日までの日数によって計算した利息を中間利払日以後に支払います。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人のお客さま・・・総合課税（非課税法人の場合は非課税） ・ 個人のお客さま・・・20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%） ・ 譲渡性預金の課税上の取り扱いは、満期日（または中間利払日）現在における預金者の課税区分に応じ決定します。 <p>2013年1月1日から2037年12月31日までは、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。</p>
8. 手数料	・ いただきません
9. 付加できる特約事項	・ マル優の取扱いはできません。
10. 中途解約時のお取扱い	・ 中途解約はできません。
11. 譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は利息（未払いの中間払利息を含む）とともにのみ、指名債権譲渡の方式により譲渡することができます。 その元利金の一部を譲渡することはできません。
12. 金利情報の入手方法	・ 窓口までお問い合わせください。

13. 当行が契約している 指定紛争解決機関	・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
14. その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険の対象となっておりません。 ・ 満期日以降の利息は付利されません。 ・ 本商品は、当行の業務または財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずる場合があります。 ・ 預金規定等にもとづき、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、お客さまからのお申し入れによりお客さまのお借入れと相殺ができます。